

「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の進捗状況について

H28. 2. 4

## 1. 平成 27 年度 of 取組概要

平成 27 年度は計画の初年度であるため、計画の周知を行うとともに、「市町の実情に応じた母子保健体制の構築」に向け、「まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)の推進として母子保健体制構築アドバイザーの市町訪問による市町の現状把握と課題の整理、市町の人材育成、市町間の情報交換等を中心に取り組みました。

また、国の計画である「健やか親子 21(第2次)」がはじまり、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進」に向け、「子育て世代包括支援センター」の整備や妊娠・出産包括支援事業、子ども・子育て支援法の相談支援事業の母子保健型への取組推進も始まり、国や県の補助を利用しながら、取組を進める市町も増えつつあります。

## 2. 重点課題別の評価と課題

### (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### 目指す姿 <5年後>

- 市町において、保健センター、子育て支援センター、医療機関等の関係機関の間で妊産婦やその家族についての情報が共有されており、どの窓口にも相談をしても円滑に必要な母子保健サービスが受けられる体制が整備されています。
- 市町において、それぞれの地域の母子保健の状況を把握し、取組の内容や推進体制等についての強みや弱みを分析したうえで、地域の実情に応じて切れ目なく必要な母子保健サービスが提供されています。

#### ① 県の具体的な取組内容

- 地域の実情に応じた切れ目のない母子保健体制の構築をめざし、県に配置した母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援を行うとともに、市町の母子保健サービスの中心的な役割を担う母子保健コーディネーターを育成しました。(母子保健コーディネーター育成数：20人、子ども子育て支援法による利用者支援事業 母子保健型の実施市町数：7市町)
- 市町における産後ケアの取組を推進するため、市町事業に対する補助を行いました。(補助市町数：7市町)
- 乳幼児の事故予防等推進事業により、乳幼児死亡の検討と関係者へのスキルアップ研修、保護者向け啓発媒体の作成と新聞折り込みによる啓発を実施しました。(子育て支援関係者研修会：H27. 12. 20実施、新聞折り込みチラシによる一般向け啓発：H28. 2. 3実施)
- 乳幼児のむし歯の予防や健全な口腔機能の発育のため、市町での歯科保健活動を支援しました。
- 不妊症や、不育症等の相談及び経済的支援に対応するため、不妊相談センター

における不妊相談及び特定不妊治療等に対する助成を行いました。  
 (不妊相談件数 182 件、特定不妊治療助成申請件数 1,617 件 H27.12 末)

② 各指標及び数値目標

※ 網掛け部分は改善した数値

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	現状値 (H27)	中間評価 (H31) 目標	最終評価 (H36) 目標
成果 指標	乳児死亡率 (出生千対)	3.0 (H25)	<b>2.0 (H26)</b>	減少	減少
	幼児 (1歳から4歳) 死亡率 (人口10万対)	19.4 (H25)	<b>17.8 (H26)</b>	減少	減少
	むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	<b>81.5% (H26年度)</b>	86%	90%
取組 指標 取組 指標	妊娠期から子育て期にわたる 総合的な相談窓口が整備され ている市町数	22 市町 (H26年度)	<b>24 市町 (H27年度)</b>	増加	増加
	乳幼児健診の受診率	97.1% (4か月児)	<b>98.1% (4か月児)</b>	増加	増加
		91.2% (10か月児)	<b>93.2% (10か月児)</b>		
		97.8% (1歳6か月児)	<b>97.2% (1歳6か月児)</b>		
		95.8% (3歳児) (H25年度)	<b>95.7% (3歳児) (H26年度)</b>		
	乳幼児健診の未受診者のフ ォロー率	95.4% (4か月児)	<b>95.6% (4か月児)</b>	100%	100%
		89.9% (10か月児)	<b>97.1% (10か月児)</b>		
95.3% (1歳6か月児)		<b>99.5% (1歳6か月児)</b>			
91.2% (3歳児) (H25年度)	<b>99.1% (3歳児) (H26年度)</b>				
訪問・通所・宿泊等による産後 ケアを実施できる体制がある 市町数	2 市町 (H26年度)	<b>7 市町 (H27年度)</b>	13 市町	24 市町	
妊娠届出時等に医療機関と情 報提供等の連携をした市町数	22 市町 (H26年度)	<b>25 市町 (H27年度)</b>	29 市町	29 市町	
フッ化物歯面塗布を実施して いる市町数	22 市町 (H25年度)	<b>22 市町 (H26年度)</b>	29 市町	29 市町	

	男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数	19 市町 (H26 年度)	<b>29 市町 (H26 年度)</b>	29 市町	29 市町
参考 指標	周産期死亡率（出産千対） 及び妊産婦死亡率（出産 10 万対）	4.1 (H25 周産期) 0.0 (H25 妊産婦)	<b>4.4 (H26 周産期) 0.0 (H26 妊産婦)</b>		
	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.4% (H25 年度)	<b>93.9% (H26 年度)</b>		
	1 歳 6 か月児健診時までに麻疹（MR）の予防接種を終了している人の割合	93.5% (H25 年度)	<b>93.2% (H26 年度)</b>		
	仕上げ磨きをする親の割合	68.1% (1 歳 6 か月児) (H26 年度) ※1	<b>92.8% (1 歳 6 か月児) (H27 年度)</b>		
	「不妊相談センター」への相談件数及び特定不妊治療費助成件数	285 件 (相談件数) 2,453 件 (助成件数) (H25 年度)	<b>225 件 (相談件数) 2,736 件 (助成件数) (H26 年度)</b>		

※1 平成 26 年度の数值は、平成 26 年度厚生労働科学研究（山縣班）親と子の健康度調査（追加調査）によります。（県内 10 市町における抽出調査）

### ③ 評価と課題

成果指標について、「乳児死亡率」は平成 26 年、0 歳児の不慮の事故による死亡が 0 であったことなどから 2.0 と下がり、全国で 29 位となりました。（前年 3.0、4 位）また、幼児死亡率も 17.8（前年 19.4）と下がりました。乳幼児事故予防検討会において本年度検討された事故の予防（豆類やうつぶせ寝等による窒息等の危険）の啓発を保護者や子育て支援に携わる人々に実施するなど、引き続き防ぐことのできる事故で子どもを亡くさないための取組みを進めることが必要です。

「むし歯のない 3 歳児の割合」は、改善していますが市町格差がみられます。「フッ化物歯面塗布を実施している市町数」は、市町数が増加しておらず、市町の歯科保健活動に対しての更なる支援が必要です。

取組指標については、「妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数」「乳幼児健診の未受診者のフォロー率」「訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数」「妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数」は増加しており、市町において切れ目なく必要な母子保健サービスが提供される体制の整備が進みつつあります。引き続き、母子保健体制構築アドバイザーの派遣、母子保健コーディネーターの育成等、市町の体制整備に向けての支援を行うことが必要です。

「男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数」については、平成27年度で29市町となり平成31年度目標を達成しました。引き続き国補助事業の特定不妊治療費助成及び男性不妊治療費助成に、県単独事業の特定不妊治療費の上乗せ助成、第2子以降の特定不妊治療費助成、不育症治療及び一般不妊治療への助成を加えた総合的な経済支援と、不妊や不育症に悩む方への専門相談を実施する必要があります。

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

### 目指す姿 <5年後>

- 家庭・学校・医療機関等が連携して健康教育や性教育を行うなど、地域社会全体で学童期・思春期の保健対策の取組が行われています。
- 妊娠・出産の適齢期などについての医学的な知識を持ち、家族の大切さなどについて理解したうえで、自らの生き方について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育の取組が進んでいます。

### ① 県の具体的な取組内容

- 中学生に対する「命の教育セミナー」や小中学生に対する「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施する市町への支援を行いました。(市町への補助：赤ちゃんふれあい体験事業 3市町、命の教育セミナー 6市町)
- 若者の予期せぬ妊娠等に関する相談に応じ必要な支援につなげる「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を引き続き開設(NPO法人MCサポートみっくみえに委託)するとともに学校や商業施設等と連携して取組の周知を行いました。(相談件数 62件。H27.12末)
- 産婦人科医会等との連携により、健康教育や性教育に関する指導を行う体制の充実を図りました。(「思春期保健指導セミナー」H28.2.11実施予定)

### ② 各指標及び数値目標

※ 網掛け部分は改善した数値

	目標項目	計画策定時 (H26)	現状値 (H27)	中間評価 (H31) 目標	最終評価 (H36) 目標
成果 指標	十代の人工妊娠中絶率 (20歳未満女子人口千対)	5.9 (H25年度)	5.0 (H26年度)	減少	減少
	中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の-20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.12% (H26年度)	減少	減少
	十代の性感染症報告数(1定点あたり)	1.24 (H25 性器クラミジア) 0.06 (H25 淋菌感染症) 0.24 (H25 尖圭コンジローマ) 0.06 (H25 性器ヘルペス)	1.24 (性器クラミジア) 0.29 (淋菌感染症) 0.00 (尖圭コンジローマ) 0.06 (性器ヘルペス) (H26)	減少	減少

取組指標	妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数	10 市町 (H26 年度)	19 市町 (H27 年度)	29 市町	29 市町
	朝食を毎日食べる小学生（6年生）の割合	87.6% (H26 年度)	86.5% (H27 年度)	100%	100%
	思春期教室・相談事業を実施している市町数	18 市町 (H26 年度)	19 市町 (H27 年度)	25 市町	29 市町
参考指標	学校保健委員会を開催している公立の小中学校及び高校の割合	86.9% (H25 年度)	93.3% (H26 年度)		
	十代の自殺率（人口 10 万対）	1.1 (H25 10～14 歳) 7.7 (H25 15～19 歳)	2.3 (H26 10～14 歳) 6.6 (H26 15～19 歳)		
	ひきこもり・思春期問題をかかえる家族グループ（教室・集い）への参加者数	432 人 (H25 年度累計)	507 人 (H27 年 12 月 時点累計)		
	妊娠レスキューダイヤルにおける相談件数	50 件 (H25 年度)	72 件 (H26 年度)		

### ③ 評価と課題

成果指標について、「十代の人工妊娠中絶率」及び「中学生（14 歳）の女生徒で体重が標準の－20%以下の割合」は減少しましたが、「十代の性感染症報告数」では尖圭コンジローマが減少したものの、淋菌感染症がやや増加しています。

取組指標については、「ライフプラン教育を実施している市町数」が 10 市町から 19 市町に大きく増加し、「思春期教室・相談事業を実施している市町数」も増加しましたが、「朝食を毎日食べる小学生（6 年生）」は、やや減少しました。

引き続き、健康教育や性教育に関する指導を行う体制の充実を図るとともに、ライフプラン教育や若者の予期せぬ妊娠等に対する対策を進める必要があります。

### (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

#### 目指す姿 <5年後>

- 市町等の関係機関による育児中の家庭の孤立化を防ぐための取組が進んでいます。
- 市町等の関係機関だけでなく、医療機関、企業、自治会、ボランティア等も含めた地域社会全体で育児中の家庭を見守り、支えるというソーシャル・キャピタルの醸成が進んでいます。

#### ① 県の具体的な取組内容

- 地域の実情に応じた切れ目のない母子保健体制の構築をめざし、県に配置した母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援を行うとともに、市町の母子保健サービスの中心的な役割を担う母子保健コーディネーターを育成しました。(母子保健コーディネーター育成数：20人、子ども子育て支援法による利用者支援事業母子保健型の実施市町数：7市町) (再掲)
- 乳幼児の事故予防等推進事業により、乳幼児死亡の検討と関係者へのスキルアップ研修、保護者向け啓発媒体の作成と新聞折り込みによる啓発を実施しました。(子育て支援関係者研修会 H27. 12. 20 実施、新聞折り込みチラシによる一般向け啓発 平成28年2月3日) (再掲)
- 男性の育児参画の推進のため、「みえの育児男子プロジェクト」として、子育て中の男性やイクボスを公募・表彰する「ファーザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の開催(418件の応募。H27. 10. 12 開催)や地域で子育て家庭を応援する人材の育成として「子育て・子育てマイスター講座」(7市町で実施)などを開催しました。
- 各事業の実施における検討会や意見交換を通して、医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体等の連携を促進しました。

#### ② 各指標及び数値目標

※ 網掛け部分は改善した数値

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	現状値 (H27)	中間評価 (H31) 目標	最終評価 (H36) 目標
成果指標	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9% (H26年度)	<b>94.7%</b> (H27年度)	増加	増加
	乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口10万対)	41.2 (H25 0歳) 3.2 (H25 1~4歳)	<b>0.0</b> (H26 0歳) <b>1.6</b> (H26 1~4歳)	減少	減少

取組指標	乳幼児健診の未受診者のフォローを実施している市町数	26 市町 (4 か月児) 26 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (H25 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (H26 年度)	29 市町	29 市町
	地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数	23 市町 (H26 年度)	24 市町 (H27 年度)	26 市町	29 市町
参考指標	プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）またはペリネイタル・ビジット（出産前後保健指導）を受けた人の数	51 件 (H25 年度)	49 件 (H26 年度)		
	育児休業制度を利用した従業員の割合	男 4.2% (H25 年度) 女 90.4% (H25 年度)	男 4.2% (H25 年度) 女 90.4% (H25 年度)		

### ③ 評価と課題

成果指標について「住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合」はやや減少しました。「乳幼児の不慮の事故死亡率」は、平成26年度は0歳児の不慮の事故による死亡が0であったことなどにより大きく減少しましたが、引き続き子育て家庭や支援者に対する事故の予防活動の充実が必要です。

取組指標については、「乳幼児健診の未受診者のフォローを実施している市町数」は、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診では29市町（全市町）となっていますが、10か月児健診では28市町となっています。

また、「地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数」についても増加し24市町となっています。

育児家庭の孤立を防ぐことは、保健関係者だけでは困難であり、日常生活の中での見守りのため、様々な関係者と連携できる地域づくりが必要です。

#### (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

##### 目指す姿 <5年後>

- 市町保健センターが保育所等において、育てにくさを感じている親を早期に発見し、住み慣れた地域で生活していくために必要な支援につなげる体制が整備されています。
- 医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。
- 発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れない支援体制が構築されています。

##### ① 県の具体的な取組内容

- 平成29年6月の開設に向けて、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の建築工事に着手するとともに、運営面での検討、関係機関との協議を深めました。
- 市町担当者会議を開催し、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は整備を働きかけるとともに、専門人材である「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成しました（6名）。また、医療従事者を対象とした研修会の開催等を通じて関係機関との連携を深め、重層的な発達支援体制の構築をめざしました。（医療従事者を対象とした研修会3回（予定）、2回実施済み（延べ130人参加））
- 「CLMと個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を進めるために圏域別の研修会を開催するとともに、保育所等への巡回指導を実施しました。また、「CLMと個別の指導計画」の取組が小学校にも適切に引き継がれるよう小学校におけるモデル事業を実施し、手法等の検討を行いました。（圏域別ワークショップ：4圏域、延べ407人参加、保育所等への巡回指導：12市町・22園・延べ52ケース対応）
- 発達に関する総合相談窓口において電話相談に対応し、子どもや保護者、関係者に助言を行うとともに、発達に関するシンポジウムや啓発講座等を開催し、広く県民に広報を行いました。また、短期入所事業を実施し、肢体不自由児の家族への支援を行いました。（あすなるシンポジウム：H27. 7. 21開催・約450人参加、草の実RC地域療育支援研修会：H27. 10. 25開催）
- 小児の在宅医療に対応できる保健・医療・福祉・教育等の多職種による連携体制の構築や人材育成等の取組を行う市町等への支援を行うとともに、超重症児を受け入れることができるレスパイト・短期入所事業所の増加に向けた取組を行う関係機関への支援を行いました。（三重県小児在宅研究会 H27. 10. 25開催）

② 各指標及び数値目標

※ 網掛け部分は改善した数値

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	現状値 (H27)	中間評価 (H31) 目標	最終評価 (H36) 目標
成果指標	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26 年度)	<b>98.8%</b> (H27 年度)	100%	100%
取組指標	育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数	27 市町 (H26 年度)	<b>27 市町</b> (H27 年度)	29 市町	29 市町
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (H26 年度)	<b>100%</b> (H27 年度)	100%	100%
	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	20.5% (H25 年度)	<b>33.1%</b> (H26 年度)	65.0%	90.0%
参考指標	重症心身障がい児（者）相談支援事業登録者数	356 人 (H26. 3)	<b>356 人</b> (H27. 3)		
	親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医の人数（子どもの心相談医登録者数）	25 人 (H25. 10. 1)	<b>22 人</b> (H27. 10. 1)		
	5歳児健診を実施する市町数	5 市町 (H26 年度)	<b>4 市町</b> (H27 年度)		

③ 評価と課題

成果指標について、「日常の育児について相談相手のいる親の割合」は減少しています。

取組指標である、「育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数」は、前年と同数で27市町でしたが、「周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率」は増加し100%となり、「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合」も大きく増加しています。引き続き、保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置、相談の中核となる専門性の高い人材の育成を行うとともに発達支援や医療的ケアが必要な子ども達が、成長段階に応じて適切な支援が受けられる環境の整備が必要です。

## (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

### 目指す姿 <5年後>

- 妊娠届出時アンケートや乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握することにより、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげています。
- 保健・医療・福祉など各分野の関係機関の間で情報共有等が行われるなど、児童虐待の防止に向け、分野を超えた連携が進んでいます。

### ① 県の具体的な取組内容

- 平成26年度に医師会の協力を得て作成した県内統一の妊娠届出時アンケートの活用を行うとともに市町保健師によるアンケートの評価を行いました。
- 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業とともに全市町で取り込まれるよう未実施市町の状況把握と実施に向けての働きかけを行いました。
- 各児童相談所単位で警察、県・市町教育委員会、市町の参加による合同会議を開催し、立入調査の実施訓練や意見交換を通じて児童虐待防止に向けた取り組みを実施しました。（実施回数：6回）
- 児童相談所職員や市町職員などを対象に研修を行い、児童虐待相談への対応力の向上を図りました。
- 医療従事者を対象に、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身につける研修を県内の病院で実施しました。（開催回数：5回、受講者数：467人）
- 民生委員・児童委員、市町等の関係機関・団体との協働により、オレンジリボンキャンペーン等の児童虐待防止に関する啓発を行いました。

### ② 各指標及び数値目標

※ 網掛け部分は改善した数値

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	現状値 (H27)	中間評価 (H31) 目標	最終評価 (H36) 目標
成果指標	虐待による死亡件数（児童相談所関与）	0 件 (H25 年度)	0 件 (H26 年度)	0 件	0 件
取組指標	母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合	57.5% (H25 年度) ※1	92.8% (H27 年度)	100%	100%
	乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業とともに実施する市町数	23 市町 (H25 年度)	25 市町 (H27 年度)	29 市町	29 市町
参考指標	児童相談所における児童虐待相談対応件数	1,117 件 (H25 年度)	1,112 件 (H26 年度)		

	十代の母による出生数	1人 (H25 15歳未満) 49人 (H25 15～17歳) 187人 (H25 18～19歳)	0人 (H26 15歳未満) 50人 (H26 15～17歳) 140人 (H26 18～19歳)		
--	------------	--	--	--	--

※1 平成25年度の数值は、母子健康手帳交付時の保健指導（アンケート等を除く）の実施率。

### ③ 評価と課題

成果指標について、「児童虐待による死亡件数」は0件となっています。

取組指標については、「母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合」は、同アンケートによる状況把握が全市町において取り組まれたことなどにより、92.8%と大きく増加しました。また、「乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業ともに実施する市町数」については、平成26年度24市町から本年度1市町増加し、25市町となっています。引き続き、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援が行われるよう市町を支援するとともに関係機関の連携強化の取組を進め、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ることが必要です。